藤 井 寺 市 中 規 模 小 売 店 舗 出 店 等 指 導 要 綱

（目的）

第１条　この要綱は、中規模小売店舗出店に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を営む者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって市民経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む　以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

　２　この要綱において「中規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が３００平方メ－トル以上１，０００平方メ－トル以下のものをいう。

（中規模小売店舗設置者等の責務）

第３条　中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を営む者は、立地並びに運営にあたり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、立地予定地の周辺の地域の生活環境等に与える影響について事前評価を行い、周辺の地域の生活環境等を良好に保つよう努めなければならない。

（建物設置者等の届出）

第４条　中規模小売店舗の新設（既存建築物の店舗面積を変更し、又は建物の全部若しくは一部を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）をしようとする者（以下「建物設置者」という。）は藤井寺市中規模小売店舗届出書（様式第１号）により市長に届出なければならない。

２　前項に規定する届出は、次に掲げる日までにしなければならないものとする。

　(1)　中規模小売店舗が都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による開発許可を必要とするときは、当該申請前とする。

(2)　中規模小売店舗が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による建築確認を受ける必要のあるときは、当該申請前とする。

（3） 前各号に該当しない場合で、その施設が中規模小売店舗に該当することとなったときは、当該建物の工事着手前とする。

（変更の届出）

第５条　第４条第１項の規定による届出を行った者は、届出項目の変更を行おうとするときは、速やかに藤井寺市中規模小売店舗変更届出書（様式第２号）を市長に提出するものとする。ただし、届出協議の中で当該変更が地域の生活環境等に影響を及ぼさないと市長が認める場合についてはこの限りでない。

（説明会の開催）

第６条　第４条第１項による届出をした者は、当該届出に係る中規模小売店舗の周辺の施設において、区域内に居住する住民等の要請があるときは、届出書及び関係書類の内容の周知を行うとともに、必要に応じ説明会を開催しなければならない。

２　届出者は、前項の説明会を実施するに当たっては、中規模小売店舗周辺の生活環境等への影響及び対応策について、地域住民等の理解が十分に得られるように努めなければならない。

３　説明会を開催した場合の届出者は、説明会終了後、直ちに説明会の内容を記録した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（団体への通知）

第７条　市長は、第４条第１項及び第５条による届出があった場合において、必要と認めるときは届出事項の概要並びに第６条第３項の規定による説明会報告書の内容を次の各号に掲げる団体に通知するものとする。

　(1)　藤井寺市商工会

　(2)　その他市長が必要と認める団体

（指導及び助言）

第８条　市長は、第４条第１項及び第５条による届出があったときは、中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法に関し適正な配慮がなされることを確保するため、必要に応じて指導及び助言を行うものとす

　る。

（勧告）

第９条　市長は、この要綱に違反した者及び届出を怠った者並びに前条に規定する指導及び助言の内容を遵守しなかった者に対して、必要な勧告を行うことができる。

　（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１２年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月３１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

藤井寺市中規模小売店舗届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　藤　井　寺　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　藤井寺市中規模小売店舗出店等指導要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　中規模小売店舗の名称及び所在地

２　中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

３　中規模小売店舗の新設をする日

４　中規模小売店舗の店舗面積の合計

５　中規模小売店舗において小売業を行う者の主要販売品目

６　中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

７　添付書類

　(1)　付近見取図

　(2)　建物位置図

　(3)　各階平面図

　(4)　立面図（正面図及び側面図）

　(5)　断面図（正面図及び側面図）

　(6)　計画概要図（計画地の敷地面積、建物の延床面積、建物の構造、駐車台数及び駐輪台数、併設

予定の施設）

　(7)　周辺の生活環境保持（交通、ごみ、騒音問題等）に係る具体策

様式第２号（第５条関係）

藤井寺市中規模小売店舗変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　藤　井　寺　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　藤井寺市中規模小売店舗出店等指導要綱第５条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　中規模小売店舗の名称及び所在地

２　変更しようとする事項

　(1)　変 更 前

　(2)　変 更 後

３　変更する年月日

４　変更する理由

様式第３号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　藤井寺市長

中規模小売店舗出店等の通知について（依頼）

　藤井寺市中規模小売店舗出店等指導要綱第４条及び第５条により別紙のとおり、藤井寺市中規模小売

店舗届出書または変更届出書の提出がありましたので、同要綱第７条により通知します。